

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。
忘れず納めましょう。

将来の年金受取額を増やすために 免除された国民年金保険料の「追納制度」があります

国民年金保険料の全額免除、一部免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合には、国民年金保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。

【令和元年度の老齢基礎年金額の計算方法】

$$780,100\text{円} \times \frac{\text{全額納付済月数} + \left[\frac{\text{全額免除月数}}{4/8} \right] + \left[\frac{1/4 \text{ 納付月数}}{5/8} \right] + \left[\frac{\text{半額納付月数}}{6/8} \right] + \left[\frac{3/4 \text{ 納付月数}}{7/8} \right]}{480\text{ヵ月 (加入可能月数)}}$$

※平成21年3月以前の免除期間は、割合が異なります。

※納付猶予期間・学生納付特例期間は、年金額に反映しません。

減額となる老齢基礎年金額を補うために、国民年金保険料の「追納制度」があります。

「追納制度」とは、全額免除、一部免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間の保険料について、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めることができる制度です。

追納を希望される場合は、お申し込みが必要です。

※免除等の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

※老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません。

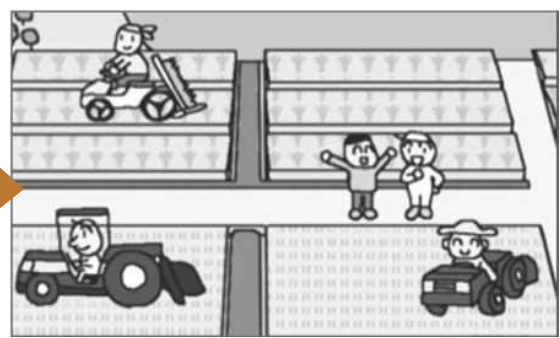
■問い合わせ 南国年金事務所 ☎864-1111
(自動音声案内②→②を押してください。国民年金課に繋がります。)
市民課年金係 ☎880-6555

シリーズ国営ほ場整備⑦

担い手等への利用集積について

南国市の農業就業者数は、平成7年から平成27年までの20年間で、約5,300人から2,300人に減少しており、今後さらに農業者の減少と高齢化が予想されています(農林業センサスより)。

ほ場整備事業では、耕作しやすい農地に整備することで労力軽減を図り、農業者の減少に歯止めをかけます。また、耕作できなくなり貸したい方、手放したい方の農地は大区画にまとめて整備し、地域の担い手や集落営農組織等に耕作していただくことで、耕作放棄地の増加を防ぎたいと考えています。



担い手や集落営農組織等へ農地の利用集積を進めることで、利用集積率に応じて「農業経営高度化促進事業」の促進費が交付されます。農地の利用集積率を高めることで、最終的にほ場整備事業費の受益者負担金ゼロを目指します。

ただし、換地での農地面積の増加による清算金支払や、事業実施のための土地改良区運営経費は別途必要となります。

■問い合わせ 農地整備課 ☎880-6586